

# 虐待防止・身体拘束防止に関する指針

令和3年8月

社会福祉法人 御代田町社会福祉協議会

## 1 身体拘束防止に関する考え方

身体拘束とは、利用者本人の意志では自由に動くことができないように、身体の一部を拘束すること、又は運動を制限することを言い、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。社会福祉法人御代田町社会福祉協議会（以下、「法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、身体拘束防止に向けた認識を共有し、身体拘束をしない介護を実践することとする。

### （1）長野県介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

介護保険法に基づく同条例第15条及び第45条には、「サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為を行ってはならない。」と規定されており、「身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。」とも規定され、身体拘束等の適正化を図るために講じなければならない幾つかの措置が規定されている。

### （2）介護保険施設における身体拘束禁止の対象となる具体的行為

- ① 徘徊しないように、車イスやイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車イス・椅子から落ちたり、立ち上がったりにしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ⑦ 立ちあがる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために介護服（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をヒモ等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### （3）身体拘束による3つの弊害

#### ① 身体的弊害

関節拘縮や筋力低下などの身体機能の低下や拘束部分の圧迫による褥瘡が発生する可能性がある。また、食欲、心肺機能、免疫力の低下などの内的な弊害の可能性もある。

## ② 精神的弊害

本人や周囲の利用者に不安や怒り、屈辱、諦め等の精神的苦痛が生じ、人間としての尊厳をも侵してしまう。また、その家族にも多大な精神的苦痛が生じる。

## ③ 社会的弊害

身体拘束による身体的弊害や精神的弊害は、施設などに対する不信感や偏見をもたらす恐れがある。また、これまで以上に本人の医療的処置が必要になれば、家族への経済的負担にも影響する。

### (4) 身体拘束防止のための5つの方針

- ① 組織のトップが決意して全員一丸となって取り組む。
- ② 身体拘束の弊害を全員で認識し、議論を重ね、共通の問題意識をもつ。
- ③ 身体拘束を必要としない状態の実現をめざす。
- ④ 事故の発生しにくい環境整備と柔軟な応援体制を確保する。
- ⑤ 身体拘束に代わる代替案を常に考慮し、身体拘束を極めて限定的にする。

### (5) 身体拘束防止のための3つの原則

- ① 身体拘束が必要となる行動(状況)の原因を特定し、その原因を除去する。
- ② 一人ひとりの状態に合わせた基本的なケアを徹底する。
- ③ より良いケアの実現を目標とし、その結果として身体拘束を防止する。

### (6) 緊急やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束はやむを得ない。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2 身体拘束防止に関する基本方針

身体拘束防止に関する基本方針は、次のとおりとする。

### (1) 身体拘束の原則禁止

法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止する。

## (2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

なお、身体拘束防止委員会において十分に検討を行った方法とし、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合に限り、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要素の全てを満たした場合のみとする。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過等を必ず記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

## (3) 日常の介護・介助等における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活となるよう援助する。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げない。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。緊急やむを得ず安全確保を優先する場合は、虐待防止・身体拘束防止委員会において検討する。
- ⑤ 「緊急やむを得ない拘束」に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

## 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

### (1) 緊急虐待防止・身体拘束防止委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合に備え、虐待防止・身体拘束防止委員を中心として各事業所の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認しておく。身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明書および同意書を作成する。

また、担当職員と防止に向けた取り組みや改善の検討を行い、虐待防止・身体拘束防止委員会に報告する。

### (2) 利用者本人及び家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法等を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事

前に契約者・家族等に対して身体拘束の内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施し、身体拘束に対する同意書を送付する。

### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録が義務付けられているため、専用の様式を用いてその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由など、必要事項を記録する。

また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。この記録は2年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

### (4) 拘束の解除

上記(3)に記述した「記録と再検討」の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は、契約者・家族に報告する。

## 4 虐待防止に関する考え方

虐待とは、暴行等の身体的虐待だけではなく、介護・介助・世話の放棄・放任・放置（ネグレクト）、暴言や拒絶的な心理的虐待、わいせつ行為等の性的虐待及び不当に財産を処分する等の経済的虐待等が定義されており、幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や行動が対象となることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた意識をもち、虐待をしない介護を実践することとする。

### (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

高齢者虐待防止法第3章には、「要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等」が規定されており、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の「速やかな通報義務」をはじめとした「高齢者虐待防止のための措置を講ずるものとする。」と規定されている。

また、障害者虐待防止法第3章にも同様に、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等」が規定されており、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の「速やかな通報義務」をはじめとした「障害者虐待防止のための措置を講ずるものとする。」と規定されている。

### (2) 身体的虐待の具体的行為の例

① 暴力的行為（身体に接触しなくても、危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為も含む）

・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。

- ・ぶつかって転ばせる。
  - ・刃物や器物で外傷を与える。
  - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。
  - ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
- ② 本人の利益にならない共生による行為、代替方法を検討せずに利用者を乱暴に扱う行為
- ・医学的診断や介護サービス計画・個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
  - ・介護や介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
  - ・車イスやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
  - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など
- ③ 「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束・抑制
- ・1-(6) 参照

### (3) 介護・介助・世話の放棄・放任・放置（ネグレクト）の具体的行為の例

- ① 必要とされる介護・介助・世話を怠り、生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ・入浴しておらず異臭がする、排せつの介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
  - ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
  - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
  - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
  - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
  - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど、劣悪な環境に置かせる。 など
- ② 利用者の状態に応じた介護や介助を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ・医療が必要な状態にも関わらず、受診させない。あるいは、救急対応を行わない。
  - ・処方どおりの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方どおりの治療食を食べさせない。
  - ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為
- ・移動に必要な車イスなど、必要な用具等を使用させない、手の届かないところに置く。
  - ・必要な眼鏡、義歯、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など
- ④ 利用者の権利を無視した行為又はその行為の放置

- ・他の利用者等に暴力を振るう利用者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し、「ちょっと待って。」と言ったまま対応しない。 など

#### (4) 心理的虐待の具体的行為の例

##### ① 威嚇的な発言、態度

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）に居られなくしてやる。」「追い出すぞ。」などと言い、脅す。
- ・「給料をもらえないですよ。」「好きなものを買えなくなりますよ。」などと威圧的な態度をとる。 など

##### ② 侮辱的な発言、態度

- ・排せつの失敗や食べこぼしなど、老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「バカ。」「死ね。」などと侮辱的なことを言う。
- ・排せつ介助の際、「臭い。」「汚い。」などと言う。
- ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名、子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

##### ③ 利用者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

- ・無視する。
- ・「意味もなく呼ばないで。」「どうしてこんなことができないの。」などと言う。
- ・他の利用者等に利用者や家族等の悪口等を言いふらす。
- ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを、当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など

##### ④ 利用者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意志や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意志や状態を無視して食事の全介助をする。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

##### ⑤ 交換条件の提示

- ・「これができたら外出させてあげる。」「買いたいならこれをしてからにしてください。」などの交換条件を提示する。

##### ⑥ 心理的に利用者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを、理由なく無視して伝えない。
- ・理由なく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意志や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

- ・車イスでの移動介助の際に、速いスピードで走らせて恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影して他の職員等に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など

(5) 性的虐待の具体的行為の例

① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する。(無理やり聞かせる、無理やり話させる。)
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
- ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。 など

(6) 経済的虐待の具体的行為の例

① 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- ・年金や賃金を管理して渡さない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・本人の財産を無断で運用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払いに充てる。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等(利用者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい。」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など



## (7) 虐待行為に対する刑事罰

虐待は、刑事罰の対象になる場合がある。例えば、

- ① 身体的虐待：刑法第199条「殺人罪」、第204条「傷害罪」、  
第208条「暴行罪」、第220条「逮捕監禁罪」
- ② 放棄・放置：刑法第218条「保護責任者遺棄罪」
- ③ 心理的虐待：刑法第222条「脅迫罪」、第223条「強要罪」、  
第230条「名誉棄損罪」、第231条「侮辱罪」
- ④ 性的虐待：刑法第176条「強制わいせつ罪」、第177条「強制性交等罪」、  
第178条「準強制わいせつ罪」、「準強制性交等罪」
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条「窃盗罪」、第246条「詐欺罪」、  
第249条「恐喝罪」、第252条「横領罪」

等に該当する場合がある。

## 5 虐待防止に関する基本方針

虐待防止に関する基本方針は、次のとおりとする。

### (1) 虐待の禁止

法人においては、利用者に対するあらゆる虐待行為を禁止する。また、上記のもの以外にも、虐待と思われる「不適切な介護・介助等」を行わないこととする。

### (2) 日常の介護・介助等における留意事項

虐待防止のために、日常的に以下のことを取り組む。

- ① 虐待行為は犯罪であるという認識を常に持ち、発見した場合は速やかに関係機関に通報する。
- ② 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない。
- ③ 一人で抱え込まず「チームケア」を行う。
- ④ 「認知症ケア」の専門性を高める。
- ⑤ ストレスマネジメントの実践

ストレスマネジメントに関しては衛生管理者が年1回行い、虐待防止・身体拘束防止委員会においては情報等の共有と未然防止策の徹底及び早期発見に努める。

## 6 虐待防止・身体拘束防止に関する体制

虐待防止・身体拘束防止委員会を、次のとおり設置する。

### (1) 設置及び目的

虐待防止・身体拘束防止委員会を設置し、虐待防止・身体拘束防止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を行わざるを得ない場合の手続き、身体拘束を行った場

合の解除の方法等を検討するとともに、虐待防止・身体拘束防止に関する取り組み等を全職員に周知徹底する。

## (2) 虐待防止・身体拘束防止委員会の構成員

- ・ 統括責任者
- ・ 係長、管理者
- ・ 生活相談員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員

## (3) 虐待防止・身体拘束防止委員会の開催

県条例に基づき、3か月に1回以上開催し、その結果について全職員に周知徹底する。緊急時は、必要に応じて臨時委員会を開催する。

## (4) 虐待防止・身体拘束防止委員会の所掌事項

- ① 法人内における虐待防止・身体拘束防止体制の確立に関すること
- ② 虐待防止・身体拘束防止に関する情報の収集に関すること
- ③ 虐待防止・身体拘束防止の対応策に関すること
- ④ 虐待防止・身体拘束防止のためのマニュアル類の整備に関すること
- ⑤ 職員を対象とした虐待防止・身体拘束防止に関する研修に関すること
- ⑥ その他、虐待防止・身体拘束防止のために必要な事項に関すること

## 7 虐待防止・身体拘束防止に関する各職種の役割

虐待防止・身体拘束防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

### (1) 職種ごとの役割

- ① 統括責任者
  - ・ 虐待防止・身体拘束防止委員会の総括管理
  - ・ 現場における諸課題の総括責任
- ② 係長・管理者
  - ・ 利用者個々の心身の状況把握
  - ・ 意向に沿った対応
  - ・ 環境整備
  - ・ 虐待防止・身体拘束防止のための体制整備
  - ・ 家族、医療、行政等関係機関への対応、報告
- ③ 看護職員
  - ・ 医療との連携

- ・ 事業所における医療行為の範囲の整備
- ・ 重度化する利用者の状態観察
- ・ 記録の整備
- ④ 生活相談員・介護支援専門員
  - ・ 虐待防止・身体拘束防止に向けた職員教育
  - ・ 医療機関、家族との連絡調整
  - ・ 家族の意向に添ったケアの確立
  - ・ 事業所のハード、ソフト面の改善
  - ・ チームケアの確立
- ⑤ 介護職員
  - ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
  - ・ 利用者の尊厳を理解する。
  - ・ 利用者の疾病、障害等による行動特性を理解する。
  - ・ 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める。
  - ・ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる。
  - ・ 記録の整備

## **8 虐待防止・身体拘束防止に関する職員教育・研修**

全ての職員に対して、身体拘束防止・虐待防止、人権を尊重した介護及び看護の励行を図るための職員教育・研修を行う。

### **(1) 職員教育・研修の内容**

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）を実施する。
- ② 新任者に対する虐待防止・身体拘束防止に関する教育・研修を実施する。
- ③ その他、必要な教育・研修を実施する。

## **9 指針の公表**

本指針は、公開を原則とし、求めに応じていつでも職員、利用者及び御家族が自由に閲覧できるよう、法人のホームページに公表する。

なお、平成30年4月1日付けで施行した「身体拘束に関する指針」は、廃止する。